

建長三年九月十三夜影供歌合について

安 田 徳 子

建長三年（一二五二）九月十三夜に行われた後嵯峨院仙洞での歌合は、左、右二十一名ずつの歌人の詠十題十首を結番した二百十番に及ぶ大歌合である。同年十二月に奏覽された「続後撰集」編纂の最終段階での催しであり、前期後嵯峨院歌壇（後嵯峨院の即位から「続後撰集」の成立頃までを前期と区分したい）での重要な意義を持つものと考えられるが、現在までのところ峯岸義秋氏『歌合の研究』（昭29・10 三省堂）、同氏群書解題本歌合の項、岩津資雄氏『歌合せの歌論史的研究』（昭38・11 早稲田大学出版部）等に簡単に述べられているのみで、詳細な検討を加えた論考を見ない。そこで本稿では、この歌合について各面から考察を加えてみたいと思う。

一、諸本書誌

本歌合の現在知られる諸本は八本であるが、これらは次の如く二系統に分けられる。簡略な書誌と共に示すと次の如くである。

I 系統

①久曾神昇氏本

建長三年九月十三夜影供歌合について（安田）

写本一冊。外題はなく、内題に「影供歌合建長三年九月十三夜」とある。袋綴。縦二七・四糎、横二〇・一糎。墨付八九丁、遊紙なし。一面一〇行、歌一首一行書。「玖侶社記」の蔵書印を持つ。

②内閣文庫本（A）（二〇一―一五二）

写本一冊。外題は表紙左上題簽に「影供哥合建長三年」とあり、内題は「影供哥合建長三年九月十三夜」とある。袋綴。縦二七・〇糎、横一九・五糎。墨付八九丁、遊紙首一丁、尾二丁。一面一〇行書、歌一首一行書。「和学講談所」「浅草文庫」「書籍館印」「日本政府図書」の各蔵書印がある。

③内閣文庫本（B）（二〇一―一八九）

写本一冊。外題は表紙左上題簽に「建長三年影供歌合全」とあり、内題は「影供哥合建長三年九月十三夜」とある。袋綴。墨付八九丁、遊紙首一丁、尾二丁。一面一〇行、歌一首一行書。「太政官文庫」の蔵書印がある。

④宮城県立図書館伊達文庫本（伊九二一・二八―八二）

名古屋大学文学部研究論集(文学)

写本一冊。外題は表紙左上題簽に「影供歌合建長三年九月十三夜判衆議」とあり、内題は「影供歌合建長三年九月十三夜」とある。袋綴。一面一〇行書、歌一首一行書。「宮城縣図書館伊達文庫」

伊達□舘瀾閣圖書印」の蔵書印があるが、この本については国文学研究資料館所蔵のマイクロフィルムの紙焼に処ったので、大きさ等は記さない。

⑤多和文庫本

写本一冊。外題は表紙左上題簽に「影供歌合」とあり、内題は「影供哥合建長三年九月十三夜」とある。袋綴。縦二六・二種、横二〇・三種。墨付七三丁、遊紙首一丁。一面二行書、歌一首一行書。「このふみさきのふぐらにをさむ」「集古清□」「香木舎文庫」「多和文庫」の各印がある。

⑥東京大学附属図書館蔵歌合類纂所収本八中古一・一八一—V写本。「歌合類纂」十冊中の五冊目に収められている。外題は表紙左上題簽に「歌合類纂五」とあるが、本歌合部分の内題は「影供歌合」。袋綴。縦二四・〇種、横一五・九種。一面一行書、歌一首一行書。全部一三九丁中、本歌合は第七七丁、一三九丁までの六三丁分。

⑦群書類従巻第二百一所収本

明治三十二年刊の翻刻によった。「和歌部五十六歌合三十二」所収。内題は「影供歌合建長三年九月十三夜」とある。

Ⅱ系統

⑧穂久邇文庫本八二—二—二—V

写本一冊。外題はなく、内題に「影供哥合建長三年九月十三夜仙洞」とあり、本歌合の後に「宝治院御歌合」が合綴されている。袋綴。縦二八・三種、横二〇・五種。墨付一二五丁、遊紙首一丁、尾一丁の内、本歌合は第二丁より七三丁まで七二丁分。一面二行、歌一首一行書。「水林山蔵書」の印がある。

さて、右諸本について検討を加える。まずⅠ系統本は全て末尾に「嘉暦三年八月十日以或人之本不慮令書写早 法眼仲頭」

の奥書を持つので、この系統の本は嘉暦三年(一二三二)八月十日、法眼仲頭が或人の本を思いがけず入手、書写した本を祖本としている。法眼仲頭については、井上宗雄氏『中世歌壇史の研究南北朝期』(昭40・11 明治書院)によると、正和二年(一二三三)三月「宝治二年歌合」を写し、延文元年(一二五六)十二月「古今集」を、翌八月十四日「古今秘注抄」を、同五年二月から五月にかけて「袖中抄」を書写した人物で、源邦長子、法印仲頭であるという。法印仲頭は「勅撰作者部類」に見え、「法印。源邦長朝臣子」とあり、「新千載集」1951、「新拾遺集」1659の二首が勅撰集に入集している。本歌合書写の後、法眼から法印に進んだのであろうか。父邦長も勅撰歌人であり、「尊卑分脈」によれば、長舜とは従兄弟、他にも代々歌人の出た家のようにである。邦長は「新後撰集」以降「新後拾遺集」まで代々の勅撰集に入集しているが、どちらかと言えば二条派の撰集に入集数が多く、長舜との関

係を考えても、二条系の歌人であったと考えられる。

さて、この系統の本は内題に次いで、本歌合の題十題を記すが、最初の題が①③④⑥は「初秋」とある。しかし、本文中の一番に記された題が「初秋露」であり、一番から二十一番までの歌が全て「露」を詠じていること、他の題も結題になっていることから見て、「初秋露」が本来の題で、右の諸本は「露」を落したものと思われる。題に次いで本歌合の出詠歌人を示す。⑥以外はまず左方の歌人を、次に右方の歌人を結番順に記している。この内④は各歌人の下に勝負結果を数で示しているが、定雅、忠定、経朝、経平、弁内侍、下野、寂縁、應司院帥の項は本文中の判の累計と合致しない。これらはそれぞれ結番された歌人間で誤っているので、書写の誤ではなく、累計時に勝負を読み誤ったものであろう。また、隆祐と成茂の結番は④によれば隆祐の「持二負八」とあり、④においては本文の勝負とも一致するが、他本を見ると隆祐の「持三負七」となっている。これは百六十六番の結番を④だけが「右勝」とし、他本が「持」としているためである。この結番を見ると、諸本は

左持

隆祐朝臣

ねれつゝもとまる情はこえぬらんさのみ紅葉のかけな時雨そ

右

成茂

なゝそちのおいの坂行山こえてまた色ふかき紅葉をそみる

とまるなさけよりは山越てといへるはもみちの色もゆへふかく侍
らめはなゝそちにゆるされ侍るへきにや

建長三年九月十三夜影供歌合について(安田)

(引用は②による)

とあるのだが、④のみは、判詞の「色もゆへふかく」の部分の「ゆへ」がない以外、歌も判詞も違いがないにもかかわらず、「右勝」となっているのである。この判詞は勝負を明記していないが、右詠に好意的であるので、本来はやはり持であったが、この④またはその親本が判詞の表現を重視して、「持」とあったのを「勝」と直してしまったのはなかるうか。なお、⑥は歌人名を左右、上下に記している。歌人名に続いて、「講師」「読師」「判者」としているが、①③⑥全て名は記されていない。

続いて本文が記されるが、この系統の本はすべて十六番の判詞を欠いている。①②③は判詞のあるべき部分に三行程の余白があり、⑥には「判闕」とあるが、他は余白なく十七番に続いている。この他、例えば四十六番右の詠は、弁内侍で

あさねかみこほれていとみたるともこはきか露は折てかさゝん
とあるが、判詞には「あさ日かけこほれてとつゝけたる」とこの詠のことを記していたり、同様に百十八番でも左の俊成女の詠は

よにしらぬ光も色も秋の月みやきか原にすめよの影

とあり、判詞に「みや木かはら光かけふるき難にや又ふくる夜のかけきよからす」とあって、傍点を付した部分が文意不明である。等、誤写を思わせる箇所がしばしばあるが、右二例をはじめ多くの箇所はⅠ系統本全て同文となっているので、現存諸本の祖本の段階ですでに相当の誤写を含む本文であったようである。

ところで、I系統諸本の書写年代を考えると、それを明らかにする識語を持つものはない。しかし①は江戸初期を下らないと考えられ、最も古いものであるが、前述した題の表記の所でも述べた如く、I系統全てに共通する誤写の他にも、誤写と思われる点がいくつか見出される。例えば、七番右の作者は「左衛門督」とあるが、これは巻頭の歌人名からしても「右衛門督」の誤と考えられるし、十八番左の作者名も「右近衛権中納言藤原朝臣経平」とあるが、これは「右近衛権中將藤原朝臣経平」の誤である等で、比較的安易な誤写が見られる。しかし、これらの誤は③④⑤にはそのまま受け継がれており、これらの本の近似性が窺われる。一方、②は右に示した二箇所は「左衛門督」^右「右近衛権中納言藤原朝臣経平」となっており、ミセケチによる訂正が加えられている。この他、例えば十七番左の作者名等も①③④⑤は誤っているが、②はやはり訂正されている。但しこれらは全て後筆のようであるので、②の書写時には①同様誤っていたと考えられる。さらに、①②③を比較すると、墨付丁数が同じである点からも窺われる如く、一面行数、字くばり、用字、集付まで酷似している。①②③の相違は前述した題の部分と集付中②には二番左詠に「続後」(実際には「続古今集」286に入集)とあるものが①③に見られない点くらいであり、三本の直接関係さえ窺われる。ただ、②は①にない「初秋露」の「露」の字を持つが、この字はやや墨色、字体が他の部分と異っているように見えるので、あるいはこれも後からの加筆かもしれない。二番の集付については何とも判断できないので、安易に親子関係

を言うことはできないが、例えば四番左の第五句は①では「かゝる白露露」、②③は「かゝるしら露」、同番右の第三句は①②「おもひしに」、③が「思ひしに」となっている等の変化が見られるので、①↓②↓③へと書写された可能性はあろう。そして、②についてはその後^にに校合によって訂正が加えられたものと考えることができるのである。集付について見ると、「続後撰集」から「新後撰集」まで(入集歌全部ではないが)が付けられているので、仲頭書写(「続千載集」まで完成)以前から付されていたものとも考えられる。こうした点を考慮すると、①②③はかなり仲頭本、あるいは或人之本の様子を忠実に伝えている可能性はあろう。

また、④は前述した百六十六番の如く、多少の私意の加わっている可能性があるし、歌人の勝負の累計を示していること、集付は「新続古今集」まで見られること、表紙に「判衆議」と記しているなど、少しではあるが独自の伝承を持つが、誤写のあり方等で指摘した如く、①に近い本である点は動かないであろう。⑤も①に近い事は否定できないが、⑧とのみ一致する部分があり、I系統中では最もII系統に近い。また、「嘉暦三年」云々の奥書の後に、後筆とは思われるが、
「逢までもこよひかきりとさためし明て忘るゝいやましの恋
に

歳暮

世中のうさをわすれてこよひしも春めに明るとしの暮かな」とあり、その裏右下に「前大納言為家」とある。右の二首は全く出典不明であり、為家との間にも何らの関係が認められないので、いかな

る理由でこれらが記されたのか不明と言わざるを得ない。二首は、あるいは書写者か所持者の歌でもあろうか。「為家」については本歌合が為家と関連の深いことを示そうとしたものであろうか。⑤は七十一番右詠の本歌を頭注に示している等、注釈的意識が見られる。⑥は歴代の歌合を集成したものの一つとして記されたものであるが集付等書入れはない。Ⅰ系統に共通した誤写はそのままであるが、②がミセケチ訂正した箇所は訂正後の形になっているので、あるいは②の訂正後の本文と関わりがあるかもしれない。しかし「嘉暦三年」云々の奥書の後に「右影供歌合依・類本不能校合」^無

とある。これは、後述する如く⑦と同文なので、むしろ⑦の方に関わりが深いかもしれない。⑦は⑥と同様、②の訂正後の本文と同じであり、集付もない。巻末の識語は⑥と同じであるが「無」の部分は本行にあり書入れではない。これらから見ると、むしろ⑦↓⑥の可能性の方が高いであろう。

以上、検討した如く、Ⅰ系統の最も古い写本は①であるが、この系統にはかなり早い時期から誤写のあった可能性があり、それをある程度修正した②の方が善本と言えるかもしれない。また、本系統は仲頭本を祖本としている如く、二条系に伝わった伝本の系統と言えるものであろう。

次に、Ⅱ系統を検討する。この系統は現在のところ⑧以外には知られていない。この本は奥書、識語を持たないので、その伝承はわからないが、書写年代は室町期のものと思われ、八本中最も古い。⑧では

建長三年九月十三夜影供歌合について(安田)

巻首に本歌合の題、歌人等を記した後、後に合綴された「宝治院歌合」の題を記し、続いて「右作者已下此奥半分斗二有之」とし、その後判者を記している。⑧は二つの歌合が共に伝えられてきたものと考えられる。Ⅰ系統に関わった仲頭もこの二つの歌合を書写していたようであるし、両歌合とも前期後嵯峨院歌壇の大事であったこと等から共に扱われることが多かったのかもしれない。本歌合の方には、判詞の内容を確認する注記や傍点が歌の頭や傍につけられている。さて、⑧はⅠ系統と同様、まず題十題を記し、次に歌人を左方、右方の順に記すが、その後

講師 治部卿行家朝臣

読師 前内大臣

判者 前太政大臣 前内大臣家 民部卿 三位入道 寂西等衆議として、Ⅰ系統には記されなかった「講師」「読師」「判者」の名を記している。続いて「宝治院歌合」の事を記した後、本文が始まっているが、本文中のⅠ系統との最大の相違は十六番の判詞

「浅茅の露七番おなし事とて負侍にき」

を持つこと、また、六十五番判詞に

「おのへにひく鹿の声たかくきこゆるよし申侍しかとも後の哥に

勝の字を付られ侍き

此番はしめは左の勝にて侍き後日に民部卿為家給はりてこと葉をかき侍身にとりてよき哥なりとて右に勝の字をつくしかるを人々申ていはくをさへて勝字申うくる事しかるへからすそのうへ

古今に

世を捨て山にいる人山にても猶うき時はいつち行らん

(卷十八 956)

此哥の心をとりにて建保二年順徳院の内裏の哥合に秋の鹿といふ題にて左
近権中将雅経朝臣かくつかふまつり

思入山にても又なく鹿のなをうき時はあきの夕くれ

其時今の判者の父定家卿ことにほめたる哥也それを今かくたかへ
す侍事こそたゝ人のよみたらましかはいかばかりのひか事とかさ
たもあらましと人々申あひ侍り

△()は筆者注▽

とある内、初めの二行はI系統にも見えるが、「此番はしめは」以下の
部分は他本に全く見られないことである。さらに、八十七番の判に
おいても

はかせもしるきよりは数さへ見えてはたしかなるにやと人々申て
為勝

かくさためらるゝところにけるけりとしてたゝ同事にて侍ければ勿
論子細にをよぶへきにあらす猶以左為勝

とある内、「かくさためらるゝ」以下がI系統には見られないこと
である。これらの事から見ても、⑧はI系統とは全く別の伝承を持つ本
ということが出来る。⑧によって、成立事情に関わる事がかなり明ら
かになるが、これらについては次項で検討するとして、もう少し本書
の性格を見ておきたい。右に示した内、十六番判詞はI系統が脱落し
ているものを持つているにすぎないが、六十五番と八十七番の⑧の独

自部分はそう簡単ではない。まず六十五番を見ると、当日の衆議判の
後、為家が判詞を書いたのだが、当日左勝と決したはずの判を自分の
歌の方がよいとして勝手に翻して右勝とした。これは皆が受け入れる
事のできない事で、建保二年内裏歌合で雅経が詠して勝った歌に似
ているから普通の人が詠じたならば、さぞ批難されたはずだとい
うのである。八十七番については

左勝

大納言隆親

たえゝに山とひこゆるかりかねのはかせもしるき嶺の秋きり

右勝

中納言資季

夕きりのうちもらしける山のはに数さへみえて雁はきにけり

の判詞であるが、I系統と共通部分は右を勝としているのである。と
ころがそれに対して右詠は「ける」「けり」の両方を持っているので
同字病であり文句なく左勝だとするのである。これらは少なくともそ
の内容から見ても為家の記したものではなく、為家が判を記した後
追加された記事と見るべきであろう(左の「勝」は難陳後に書入れた
ものであろう)。こうした判に対する難陳は、萩合朴氏の『平安朝歌
合大成』第十巻によれば、再判という形で基俊等によって行われたこ
ともあり、また『六百番歌合』の頭詔陳状や『宝治院歌合』の「蓮性
陳状」の類が見られるが、この場合、僅か二箇所に見られるのみであ
り、誰が記したのかも明かではない。

ただ、六十五番に見る如く、為家に対する反感の情が強い。八十七
番は「人々申し」た判に反論しているものであり、人々が具体的に誰か

はわからないが、これも判を記した為家に対する反感の情ではなからうか。しかし、六十五番にしてもⅠ類本と共通する部分は読み様によつては、実氏詠を賞め、にもかかわらず衆議によつて自歌に勝が決つたとの為家の謙遜的表現ともとれるのである。しかも、次項で述べる如く、この歌合判においては為家は衆議判で決したものに對してしばしば難を記しているが、判を翻したりはしていない。他の為家の単独判の歌合、例えば「宝治院歌合」における為家詠の結果を見ると、嘉陽門院越前と番えられて、持二首、負八首となつており、判詞を見ても十三番では

左

嘉陽門院越前

明わたる嶺の霞をいつる日の影もくもらぬ千代の初春

右

前権大納言為家

いつのまにかすみのころもうちきらし雪ふる空も春はたつらん

左かすみをいつる日数もくもらぬ千世のはつはる祝言ことによるしく侍れはかすみのころもかけてもならひかたくこそ見え侍れおほよそ立春早春はいさゝか思ひわくへきにやと見え侍とたつ春の題に早春心よめらんよりはことたかひ侍しとみゆるし侍にこれさへ霞衣にひかれてたつとをきて侍負侍へし

の如く記しており、自歌に對しては非常にひかえめな態度であつて、この歌合の六十五番の難陳に言うように衆議判で決したものを自歌だからと言つて、勝に翻すような性格とは思われないので、この難陳にはかなり反為家的態度が表われているというべきであらう。

建長三年九月十三夜影供歌合について(安田)

⑧の場合為家判詞への難陳は二箇所のみであり、萩谷朴氏のいわれる再判といったほどのものでもないようであり、為家判詞を見た反為家的人物が私的に反論を加えたものと見るのが妥当ではなからうか。それにしても、Ⅰ系統がどちらかといえは二条系の伝本であるのに對して、Ⅱ系統は反御子左、反二条系の伝承を經ていると見てよいように思われる。ところで、⑧についても少し細部に目を向けると、前述したⅠ類本での意味不明箇所のほとんどは補訂できる。例えば、四十六番右の判詞は⑧には「あさねかみこほれて」とあるし、百十八番の判詞も「又すめるよの影きよからす」とあつて文意が通ずるのである。この他にも題の「初秋露」、七番右の作者名、十七番左作者名、十八番左作者等ももちろん正しい形で記されている。さらに、百一番は

左勝

経朝と臣

さきたつもとまるもみえぬ夕霧にいくつらとてか雁の行らん

右

沙弥寂縁

いく行とみてもなにもせん鳴かりの声きく空の秋の朝霧

みてもなにもせんとまていひたてすとも心はきこえ侍なんかしいく行とてかかりの行らん春の哥ににたるうへに上句よろしからぬさまなりとて為負

とある。Ⅰ系統では右歌第一句が「いくつらと」、判詞中の「いく行とてか」は「いくつらとてか」とあり、「右勝」となつている。判詞は両系統とも同内容である。左右とも批難してはいるが、左歌を負と

していると読むべきであろうから、これはⅠ系統の方が正しい本文を伝えていけることになる。

以上のように見てくると、本歌合の記録としてはⅠ系統本が正式のもので、Ⅱ系統は歌合記録成立後二箇所反論を加えたものと思われる。しかしⅠ系統の現存本は全てかなりの誤脱を持っており、その内かなりの部分がⅡ系統⑧によって補訂できる。ただ⑧も不備な点があり、Ⅰ系統本の方が正しい場合もある。Ⅰ系統では①が最も古い本であるが、不備が補訂されているという点で②が最も古体を知ることができると考えられるので、以下の論は②を底本に、⑧で補訂して進めることにする。

二、成立

この歌合は、諸本とも「影供歌合」、期日は「建長三年九月十三夜」としており、この歌合の詠が「統後撰集」では詞書に「九月十三夜十首歌合」「統古今集」等では「建長三年九月十三夜十首歌合」とあり、近衛兼経の日記『岡屋関白記』の建長三年九月十三日条に「仙洞有和歌御会云々」とあるので、建長三年九月十三日夜、十三夜の月を賞でながら(「岡屋関白記」によれば「月光清明」)、後嵯峨院仙洞で行われた影供歌合であることは間違いないであろう。この四年前の宝治二年(一二四八)七月二十五日西園寺実氏の真木島別業御幸の折に、藤原為家に勅撰集撰進の院宣が下っており、「勅撰集一覽」等の勅撰目録類によれば、建長三年十二月二十五日(「拾芥抄」「尊卑分脈」は

二十七日)に「統後撰集」を奏覧している。従って、この時期は「統後撰集」編纂の最終段階に入っていたと考えられ、一つには当代歌人の最後のまとまった資料提供の場として行われたと考えられる。「統後撰集」を前提とした和歌行事としては、「宝治百首」「宝治院歌合」もあるが、参加歌人左右各二十一人、各十題十首を結番したこの歌合は披講の行われたものとして最も大きな歌合の一つといつてよからう。この歌合の行われた手順については資料がないが、当座とはこの規模からも考え難く、おそらく前もって題が示されて詠作したものを提出し、結番して披講したのであろう。題は、「初秋露」「山家秋風」「朝草花」「暮山鹿」「霧間雁」「名所月」「田家月」「行路紅葉」「寄煙忍恋」「寄月恨恋」であり、結番は後に表で示した如く、同一相手の組合せで、官位、歌人の力量等、ある程度考慮されていたようであるし、さらに、例えば一番の組合せに見られるように、

左勝

女房

ぬれてほす野原の草の露のまにちとせの秋のいつかきぬらん

右

前内大臣基

秋きぬと野なる草木もしりぬらんあまねくひろき露のめくみにとなっていて、題の「初秋露」を詠じていることは勿論だが、「野原の草」「野なる草木」といった類似した素材、用語を用いた組合せとなつているといった場合が多いのであって、組合せの興を考慮して詠ぜられた可能性も窺われないではない。こうした状況を考え合わせるに、かなり周到な計画の内に行われた歌合と考えられる。出詠歌人に

についても、「宝治院御歌合」の場合とは異って、当時対立していたと言われる御子左・反御子左派の区別なく、後嵯峨院・西園寺実氏らの権門から専門歌人まで主だった歌人はほとんど出詠しており、「宝治百首」と並んで、公的性格の強い行事であったと言えよう。

本歌合は判詞によると、「左右哥講之各可申所存之由被仰」（一番判詞）とあって、歌合はまず左右の歌を講師が読みあげた後、後嵯峨院からの命で、それぞれの方人が意見を述べあって判を決したようである。⑧によればこの夜の講師は治部卿九条行家、読師は前内大臣九条基家であり、衆議判といっても主に実氏、家長、為家、蓮性（知家）、寂西（信実）等が意見を述べて判が決したらしい。真観の名が見えない事は興味をそそるが、事実判詞中に真観の意見として記されたものは見当たらない。⑧にも「等衆議」と記している如く、他の方人達も意見を述べたであろうが、あるいは為家（判詞筆者）が意識して取り上げなかったのであろうか。この日の判は後日、為家によって記録された。『群書解題』（峯岸義秋）には「この判詞は、あるいは為家（一一九八―一二七五）の執筆になるかも知れない」とされているが、前項に引用した⑧の六十五番の判詞に「後日に民部卿為家給はりてこと葉をかき侍時」とあるので、この判詞が為家の執筆であることは確認できる。判詞の検討、歌風については後述するが、為家は判詞を記しながら、衆議判の結果に不満であった場合も多かったらしく、十九箇所に渡って、衆議判の結果を述べた後、それに批判的な私見を記している。これを見ると、⑧の六十五番や八十七番とは逆に為家自身にも

判に不満のあったことが知られるのであり、この歌合は為家の側からも、反為家の側からも、不満を持ちつつ妥協しあった結果とでも言うものであったようだ。

次に、本歌合が「影供歌合」である点について少々考察を加えたい。人麿影供については「十訓抄」や「古今著聞集」の伝承や「柿本影供記」によって知られる如く、藤原顕季の始めたものである。讃岐守兼房が夢想によって書かせ、白河院に奉った人麿影を顕季が所望して写し取ったものが顕季の人丸影供に使用されたという。その後正本が焼けてしまったので、顕季のものが正本となり、その伝承が歌道家としての六条藤家の象徴的な存在となっていた。これらの経緯については片野達郎氏及び山田昭全氏（注二）の論に詳しいが、その後正治初年頃から歌合と結びつき、影供歌合が催されるようになった。六条家から土御門通親邸に移り、さらには後鳥羽院によって和歌所に移され、毎月のように行われた。ここでの影供歌合の人麿画像が正本であったかどうかは詳らかではないが、六条家と土御門家の関係、後鳥羽院の性格等から考えて正本でなく写しで行ったとは考えにくい。おそらく六条家から持ち出して行ったであろう。ところが、後鳥羽院が「新古今集」撰集を終えて後、影供歌合を行った記録はない。「新古今集」成立後、後鳥羽院の和歌そのものへの興味が衰退し、和歌行事そのものも少なくなっている。隠岐に移られてからは、人麿影供ではなく、俊頼影供を行われたことが「家隆集」等から窺われるが、なぜ俊頼影供なのかは今論じないとして、人麿影供をしなかったのは正本がな

ったこととも関わっているのではなからうか。

それはともかくとして、人麿画像は六条家において代々継承されていった。その経緯については鈴木徳男氏^(注三)、竹下豊氏^(注四)によって明らかに

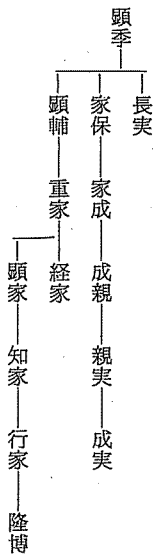
されているが、頭季↓頭輔↓清輔↓季経↓経家↓保季↓知家↓成実の順であったらうという。そして、長く絶えてきた影供歌合を復活させたのがこの建長三年九月十三夜影供歌合ということになる。勿論この間に記録に見出せないものがあつたかもしれないが、宮廷を中心とするような大規模なもの、公的なものは行われていなかったと思われる。この影供歌合を後嵯峨院が主催した状況を考えてみると、『古今著聞集』(その成立は建長六年(一一五四)十月である)の記事が興味深い。

「件本(筆者注―人麿画像)、保季卿つたへとりて、成実卿にさづけられけり。今は院にめしをかれて、建長の比より影供など侍にこそ。供具は家衡卿のもとにつたはりたりけるを、家清卿伝とりて、うせてのち其子息のもとにありけるも、同院にめしをかれにけり。長柄橋の橋柱にてつくりたる文台は、俊恵法師がもとよりつたはりて、後鳥羽院御時も、御会などにとりいだされけり。一院御会に、彼影の前にて、其文台にて和歌披露せらるなる、いと異なる事也。

(二〇四清輔所伝の人丸影の事)

これによると、建長の頃、人麿影を後嵯峨院が成実から召し取られて、影供に使う道具も所持者から召し出させて影供歌合を行ったとしている。『古今著聞集』の成立時期の近さから見て、建長三年のこの影供歌合の事を念頭において記したものと考えられる。人麿影が成実

に継承されたことについては、「不知記」建長三年九月二日条に「被賜阿波国黒海庄於成実卿被付人丸真親之故云々」とあつて、この時成実が人麿影の正式管理者として認められていたこと、そしてその影供領として阿波国黒海庄(頭季以来の影供領であつた里浦の誤写か)を与えられたことを示している。同月十三日に影供歌合が仙洞であつたのであるから、影供歌合の時には人麿影を召し出すのであつて、常には成実が管理をまかせたことであろう。本歌合百十五番左詠に成実がほの／＼とあかしのうらをなかめけんむかしのかけをうつつ月影と詠じており、判詞に「ほの／＼とは真影事おほくてかしこく月の出てきて侍けるとさた侍き」と記されているが、成実の人麿影継承の自負を示した詠と言えよう。しかし、成実は「尊卑分脈」によれば、頭季の一族ではあるが、



となつており、六条藤家の嫡流である行家がいながら、なぜ成実に渡つたのか疑問である。「東野州聞書」によると、画像の由来を記した後の「影供永久中に始行有り。讃岐国に里海と申す所を、為影供領一、被下頭季一畢。此影供領、彼の家に中絶する事有るなり。至正応年中一安堵有。隆博朝臣、頭季の末孫也。則隆博朝臣亭にて影供改め行はる云々」

とあって、六条藤家においても人麿影をめぐって勢力争いらしきものがあったことが窺われるが、それはこの成実の継承に関わっているのではなからうか。鈴木氏が指摘されているように、「明月記」によると、知家はすでに寛元三年成実に入麿影を譲っているのであるが、この時知家は子思智資が出家し、行家はまだ十分成長していなかったため、後継者を失なったことによるのではなからうか。この事によって、人麿影のみでなく、影供領まで六条嫡流を放れてしまい、面倒な事態が生じたのであろう。もう一つ「古今著聞集」の記事で興味深いのは、影供歌合の道具の一つとして長柄橋の橋柱で作った文台を位置付けている点である。この長柄橋の文台は後鳥羽院の時に作られ、後鳥羽院が藤原良経の宇治別業に御幸された折の歌合に最初に使われたものであることは「明月記」「家長日記」によって知られる。「古今著聞集」によれば俊恵法師から伝わったものとしているが、「家長日記」には雅経が長柄橋の橋柱を入手した話が伝えられている。これもあまり裏付のない話であるから、あるいは俊恵から何らかの経緯で雅経に渡り、それを院に献上したといった順であったかもしれない。ただ、後鳥羽院の時代には影供とその道具として長柄橋の橋柱の文台が結びついている記録はない。和歌所での影供歌合に使用したことはあったかもしれないが、道具立てとしては考えられていなかったと見るべきであろう。この記事からすると、この建長三年の歌合において、長柄橋の文台と人麿影供が結びつけられたと思われるのである。この歌合に長柄橋の文台を利用したことは、百六番に

建長三年九月十三夜影供歌合について(安田)

左勝 女房

月もなをなからにくちし橋柱ありとやこゝにすみ渡るらん

右 前内大臣基

ことしこそけに数そひて長月の月もあかしのうらちなりけれ

此長柄橋たゝ名所月心も詞も殊勝とはかり思給ほとにいまの文台の事さた侍にこそはしめて思いたし侍れ後鳥羽院御時宇治に御幸ありて哥講せられ侍けるに此文台のやうをうけ給はりて或人やそうち河の月かけをなからのはしうへに見るかなと侍けるをありかたきためにうけ給わたり侍をなからにくちし橋柱ありとやこゝにすみわたるらんと侍こそむかしにこえていまはまさり待らめあかしのうら月くはゝれるよしなと侍れと秀逸あたりになちかつくへきもの侍らし返々長柄橋勝ても勝侍へし

とあって知られる。さらにこの左詠は「続後撰集」34に

九月十三夜十首歌合、むかしのながらのはしのはしらにてつ
くられたる文台にて講せられ侍りし時、名所月 太上天皇

月もなほながらにくちしはしはしらありとやこゝにすみわたるらんとあって、この影供歌合に長柄橋の文台が用いられたことに注目した詞書となっているので、これらから「古今著聞集」の作者橋成季は前述のような記事を記したのであろう。

こうした事情はともかく、この影供歌合の後、再び和歌所や仙洞での影供歌合の記録は長く見出せず、それより人麿影供は、例えば文永六年四月二十八日の宗尊親王の柿本影供百首のように、広く他様な形

に変化していったようである。従って、本歌合は仙洞での影供歌合の再開というよりも、影供歌合が後鳥羽院時代の一つの象徴的歌手であったこと、あるいは人麿影の成実継承の問題などに起因して行われたのではなからうか。後鳥羽院の愛用した長柄橋の文台を使用し、それを強調している事なども、本歌合が後鳥羽院の時代、特に和歌所全盛期を希求した態度の現われと考えることができる。この時期にこの影供歌合を再興したのは、あるいは「続後撰集」の撰集を「新古今集」の撰集になぞらえて、後鳥羽院時代に盛んであった影供歌合催すことよって歌道神人磨像にその成功を祈る気持がこめられていたのではなからうか。

三、歌人

次に、本歌合の出詠歌人について見てみる。左右各二十一名、計四十二名であるが、これは「宝治百首」出詠歌人四十名よりさらに多く、「宝治院御歌合」より十六名多い参加人数であり、前項でも述べた如く、御子左・反御子左派を問わず、後嵯峨院以下実氏らの権門から専門歌人まで、主たる歌人はほとんど全てを網羅している。出詠歌人を見ると、

左	勝持負	右	勝持負
女房(後嵯峨院)	910	前内大臣基(基家)	019
前太政大臣(実氏)	532	為家(判詞筆者)	235

隆親(四条)	442	資季(定能子)	244
定雅(花山院忠経子)	235	弁内侍(信実女)	532
公基(実氏子)	622	良教(基良子)	226
実雄(公経子)	532	少将内侍(信実女)	235
通成(中院通方子)	352	右衛門督※	253
忠定(中山兼宗子)	343	下野(祝部允仲女)	343
有教(源有通子)	604	教定(飛鳥井雅経子)	406
成実(藤原親実子)	163	頭氏(六条頭家子)	361
為氏(為家子)	631	行家(六条知家子)	136
蓮性(知家、頭家子)	424	承明門院小宰相(家隆女)	424
俊成卿女	253	前内大臣家(家良)	352
應司院按察(光俊妹)	235	公相(実氏子)	532
為繼(信実子)	415	禅信(源俊平)	514
為教(為家子)	523	師繼(花山院忠経子)	325
経朝(勘解由小路頼資子)	073	寂縁(福長政)	370
経平(世尊寺行能養子)	253	應司院帥(光俊女)	352
隆祐(家隆子)	037	成茂(祝部允仲子)	730
雅言(源雅具子)	910	家棟(源家清子)	019
寂西(信実)	613	真観(光俊)	316

※右衛門督―未詳。諸本に異文はなく誤写とは考え難いが、本歌合の歌は他文献にもみえない。本歌合以外これに該当する者の詠も見当たらないが、「尊卑分脈」において可能性のある人物は次の三名である。

- 。勘解由小路頼資姉妹、宣陽門院女房左衛門督イ右衛門督
- 。親房女光明峯寺入道道家家女房右衛門督
- 。承明門院姪、乗信女院右衛門督局
田酒院宮御母儀

「宝治百首」に出詠しながら本歌合に参加していないのは道助法親王、基良、信覚、為経、頼氏、定嗣、寂能、安嘉門院高倉、藻壁門院

但馬、また「宝治院御歌合」に参加しながら本歌合に見えない歌人は

通忠、為経、嘉陽門院越前、雅光、雅忠であるが、この内、道助法親王（宝治二年正月）、頼氏（宝治二年四月）、通忠（建長二年十二月）

はそれぞれ死没しているし、信覚、藻壁門院但馬、嘉陽門院越前は建長二年以降の生存が確認できないし、その年令から見ても、あるいは死没してしまっただけかもしれない。少なくとも歌人活動の足跡はない。

また、久我家の雅忠、雅光は兄の通忠の死により、為経は父の死によって、公的行事への参加をひかえたものと考えられる。雅忠、雅光は

「宝治百首」にも参加していないが、あるいは父通光の死（宝治二年正月）と関わりがあるかもしれない。さらに、基長は建長三年九月一日「病所勞」によって出家しているし、定嗣も建長二年正月致仕し公

式の間から身を引いているので、各々出詠しなかったものであろう。その他、道家等撰閲家の歌人の出詠がないが、道家はすでに致仕して

歌人活動をしていなかったようである。他は大した歌人でなかったこともあろうが、「宝治百首」や「宝治院御歌合」にも参加していない

このことを考え合わせると、後嵯峨院と実氏を中心とする歌壇とは距離をおいていたかもしれない。出詠歌人の関係を分類して示すと、

貴権

後嵯峨院・西園寺家・四条家関係

後嵯峨院・実氏・公基・公相・実雄・隆親

花山院家 定雅・師繼

撰閲家（但し傍系、専門歌人というべきか）基家・家良・経平

建長三年九月十三夜影供歌合について（安田）

後嵯峨院廷臣

通成・忠定・有教・経朝・資季・雅言

専門歌人

御子左家 為家・為氏・為教・俊成女

飛鳥井家 教定

信実一族 信実・為継・少将内侍・弁内侍

葉室家 光俊・鷹司院按察・鷹司院帥

六条家 知家・行家・顕氏・成実

その他 隆祐・承明門院小宰相・下野・家棟・俊平・長政・成茂

概ね右の如くにわけられようが、前述の如き特殊な事情の者を除けば、ほとんどの現存歌人を網羅しているのであるから、為家の判詞やその難陳からも窺える如く、判における状況はかなり複雑にならざるを得なかったようである。

四、判、歌風

この項では判詞の検討を中心に、本歌合の傾向・性格について考えておきたい。

本歌合は第二項で述べた如く、「続後撰集」の資料としての性格もあつたが、同集には二十四首も入集し、その責務は十分果している。

その後の勅撰集への入集も多いので一応ここでまとめて示すと次の如くである。

続後撰集247（四番右持弁内侍）、266（二十七番右勝少将内侍）、287（四

十三番左勝後嵯峨院)、288(五十四番右勝小宰相)、344(百六番左勝後嵯峨院)、535(百七番左勝実氏)、354(百十一番左持実雄)、346(百十一番右持少将内侍)、345(百十二番左持通成)、359(百十三番左勝忠定)、361(百十四番右持教定)、360(百十六番左勝為氏)、1363(百二十四番右勝成茂)、1073(百二十六番左勝信実)、367(百三十四番右勝下野)、363(百四十五番右勝成茂)、421(百五十三番左勝実雄)、1080(百六十六番右持成茂)、669(百七十番左勝実氏)、670(百七十二番左持定雅)、671(百七十二番右持弁内侍)、660(百八十六番右勝鷹司院帥)、968(百九十番左勝後嵯峨院)、969(百九十四番左勝公基)、976(二百五番右勝師繼) 計二十五首

続古今集 286(二番左持実氏)、287(五番左勝公基)、1688(二十五番左勝定雅)、1689(二十六番左勝公基)、338(六十番左負経平)、525(百六十五番右勝鷹司院帥)、966(百六十九番左勝後嵯峨院)、1313(百九十五番右負少将内侍)、1144(二百三番右持公相) 計九首

続拾遺集 260(六十七番左負定雅)、583(九十六番右勝承明門院小宰相)、598(百八番左持隆親)、288(百十九番右勝公相)、774(百七十三番左持公基)、972(二百八番右勝成茂) 計六首

新後撰集 300(五十六番右勝公相)、312(六十四番左勝後嵯峨院)、313(六十六番左勝隆親)、359(百八番右持資季)、378(百三十五番右勝教定)、796(百七十一番右勝資季)、798(百八十四番左勝為教)、1124(百九十二番左持隆親) 計八首

続千載集 1103(百七十番右負為家) 計一首

続後拾遺集 644(百七十六番左勝忠定) 計一首

新千載集 319(十一番右勝行家―但し彈正尹邦省親王の建武二年詠
ということになっている) 計一首

新続古今集 354(二番右持為家)、1696(三十番右持教定)、406(五十三番左持為氏)、401(五十五番右勝家長)、498(七十二番右勝教定)、517(九十三番右持教定)、487(百三十八番右負承明門院小宰相)、584(百六十番左勝俊成女)、1027(百七十四番左勝実雄)、1489(百九十八番右持教定)、1488(二百番左勝為氏) 計十首

合計六十二首が勅撰集に入集しているのであり、全歌の十五%を越えているのであるから比較的秀歌が多かったと言えようが、入集歌人を見ると、為家、知家等の一流歌人達の詠は僅かであって、権門、女流歌人の詠が多いことが知られ、歌数の少ないこれらの歌人達の詠歌提供の場であったことが窺われる。

判についてみると、さすがに「続後撰集」には負歌は入集しておらず、勝歌または持歌にしても秀歌の判を得たものとなっており、概ね本歌合と「続後撰集」の秀歌観は一致していると言えよう。ここで「続後撰集」入集の二十四首を示してみると、

をく露は草はのうへとおもひしに袖さへぬれて秋はきにけり(弁内侍) (イ)

かきほなる山のしたしは打なひき人はをとせて秋風そ吹(少将内侍) (ロ)

忘れすよ朝きよめするとのもりの袖にうつりし秋萩の花(後嵯峨院)

(ハ)

露なから見せはや人にあさなくうつろふ庭の秋はきの花(小宰相)

(三)

月もなをなからにくちし橋柱ありとやこゝにすみ渡るらん(後嵯峨院)

(ホ)

神路山さこそ此世をてらすらめくもらぬ空にすめる月影(実氏)

(ヘ)

沖津風吹上の浜の白妙になをすみのほる秋のよの月(実雄)

とへかしたな芦屋の里のはるゝ夜にわかすむかたの月はいかにと(少将内侍)

(チ)

秋の夜は須磨の関守すみかへて月やゆきゝの人とゝむらん(通成)

(リ)

よそにみし雲たにもなし葛城や嵐吹夜の山のはの月(忠定)

時しらぬ雪に光やさえぬらんふしの高根の秋のよの月(教定)

秋ことになくさめかたき月そとはなれてもしるやをはすての山(為氏)

(ヲ)

神もみよくもりなき世の鏡山いのるかひある月そさやけき(成茂)

(ツ)

わか身きてふるの山へのかくれを月のしるへに出にけるかな(信実)

(カ)

秋の田の露しくとこのいなむしろ月の宿とももる庵かな(下野)

(コ)

ひきうへしみとしろ小田に庵しめてほに出る秋の月をみるかな(成茂)

(タ)

玉ほこの道ゆき人の袖の色もうつるはかりにそむる紅葉は(実雄)

(レ)

なゝそちのおいの坂行山こえてまた色ふかき紅葉をそみる(成茂)

(ソ)

けふりにそれとは見えしあちきなく心にこかすしたのおもひは

(実氏)

恋わひてきえなむ後の煙たに思ひありきと人にしらすな(定雅)

あちきなくなとしたもえと成にけん富士の煙も空にこそたて(弁内侍)

(チ)

難波なる声のしのやの下むせひたてしや煙ゆくかたもなし(師)

(ヲ)

こぬ人によそへて待し夕へより月てふ物は恨そめてき(後嵯峨院)

(ム)

月やとす袖にもしるやうき人の面影そへてうらみわふとは(公基)

(ウ)

思ひ侘うきおも影やなくさむとみれば悲しき有明の月(師繼)

であるが、これらは一応本歌合での秀歌ということになる。これらの歌に付された判のうち、「よろし」が多いことは別として、注目されるのは、「えん」(ロ、ヲ)、「いう」(ニ、ネ、ウ、イ)、「おもかげあり」(ト、ウ)等であるが、さりげないひかえめな感情表現が好まれた

ことが知られる。また、「あらはにみたるやうにおほえ侍れはことによろしき」(チ)等もあって、叙景描写等に写実的傾向を求めめる点、あまり誇張した表現を好まないことなどが窺われる。入集歌以外に目を広げてみても、「よろし」「歌柄よし」の語が多いのは当然だが、具体的評語としてはやはり「いう」の判が多く、「続後撰集」入集歌と一致している。一方「めづらし」の判で勝っているものも多い。また負判において「近き世に見てはへりし」「めなれて侍る」「おほくみえ侍る」「めづらしからず」の語が多く、かなり独自表現を求めめる傾向のあったことも窺われるが、これも、例えば「心ある様」とか「ゆへあるさま」に詠ずるのがよいのであって、「述べすぎたる詞」「つよき」「くだけて」等は否定されるのである。「おもかげ」「実」もしばしば賞されているが「ことほりあり」と共通する評であり、ひかえめな写実(勿論実景でないが実ある構成美)を好んだといえるのではなからうか。

ところで、十二番の歌、判を見ると、

左 沙弥蓮性

今やこれ秋をく露のにるむすひ時はきにけり袂すゝしも

右勝 承明門院小宰相

草の原またきに露はむすひけりいくかもあらぬ秋の日敷に

今やこれとうちいてたるよりにぬむすひときはきにけりたもとすゝしもなとけとをくいうならぬさまにめづらしからんとつくりたてゝおなし露も所をくへきにやとうけ給しをさきのおほきおほい

まうちきみかやうの哥このころおほくいてき侍にや後鳥羽院御時はつや／＼見すきかす侍し事也同しく万葉集の哥をとるもあらはに聞えすいなるさまにとりなすへきよしうけ給侍りき左右も作者もしり侍らねとかやうの哥にめをみせられたち侍なは哥の道はうせぬへきよし申いたされ侍きいままたまふれは作者も承伏し侍しかとよ猶みゝにたつことも侍しかともこまかにおほえ侍らねはしるしおとすことおほく侍らん何ともあれにるむすひ負侍へきよし被定申侍き

とあって、実氏が同方である左方蓮性(知家)の歌の万葉語使用に強烈な批判を浴せたことを記している。これも今見てきた如きさりげない優美さに反する表現ということではあるが、歌壇での派閥の対立がむき出しとなった一場面ということもできる。この判から見ても、前に記したように、判詞を記した為家にも不満足な面はあったようであるが、全体としては実氏、為家らの好む歌風が主流を成した歌合であったといつてよいのではなからうか。また、右の判詞から注目されることは、やはり後鳥羽院時代を引き合いに出しているものであり、影供という形式や長柄橋の文台の使用と共に後鳥羽院時代への憧憬の強さを感じられるのである。この他にも判詞に、よきにつけ、悪しきにつけ、西行、定家、雅経の名が見えるのである。ただ、このことは今までみてきたように、歌、判詞からみて、後鳥羽院時代の歌風そのものへの回帰でないことはおさえておきたい。

どの歌合においても判において貴権への配慮がなされることは多い

のであるが、本歌合における後嵯峨院に対する態度はあまりにも顕である。表に示した如く、基家と結番されて勝九持一であり、その判詞も、例えば、四十三番左は前に示した(ハ)の歌だが、

あさきよめよみあけ侍しより満座咏いまひとつの哥中くよみ申すへからすさたあるまじきよし申うけ侍し見侍れはなへの哥にならひ侍らはよろしくもや侍らまし

とあって、左の後嵯峨院の詠を聞いて「満座咏吟」して、右歌は講ぜられる価値も認められなくなってしまったと記している。為家も記しているように後から見れば右の基家の歌も悪くはないのであるが、その場の雰囲気は全員で後嵯峨院を賞揚しようとする空気に満ちていた。こうした傾向は「宝治院御歌合」にも顕著であり、この時代の一つの特色といつてよい。この点についてはすでに佐藤恒雄氏が指摘され、私もしばしば述べてきたところであるが、和歌の中にある種の威力を認め、その力によって後嵯峨院の政治的威勢をも高めようとする、例えば、宝治院御歌合百三十番判詞等に示されている如き考えによるものである。従つて、本歌合でも、祝言、神威を詠じた歌は特別視されており、歌の芸術的レベルとは異つた規準、すなわち和歌の持つ威力を賞揚すべく勝とされているのである。本歌合が影供歌合であり、歌道神をまつつてのものであるから、その傾向はより強かつたのかも知れない。

五、まとめ

以上、本歌合について考察を加えてきたが、本歌合は後鳥羽院時代の影供歌合に範をとつて、久々にこれを再興し、和歌の隆盛を願ひ、撰集中の「続後撰集」の完成をも祈願したものと思われる。現実的には、詠歌の少ない当代歌人達の詠歌資料の提供を目的としたものであり、当時の主だった歌人のほとんどを網羅したものであった。従つて歌壇において対立した立場にあった歌人達も一同に会したのであり、複雑な歌壇の状況を包み込んでの催しであった。それが、為家の判詞の詞にも表われているし、Ⅱ系統本を生むことにもなった由縁である。

注一 「人麿影供」の変遷と和歌史的意義(『東北大学教養部紀要』昭41・2)

注二 柿本人麿影供の成立と展開——仏教と文学との接触に視点を置いて——

『大正大学研究紀要』昭41・3)

注三 貞永期の藤原知家(『国文学論叢』第二十三輯)

注四 六条藤家をめぐつて——歌道家の成立と展開——(『女子大文学』昭54・3)

注五 後嵯峨院の時代とその歌壇(『国語と国文学』昭52・5)

注六 続古今和歌集の一性格——その政教性をめぐつて(『名古屋大学国語国文学』昭58・12)等。